

佐賀空港警備業務実施仕様書

佐賀空港警備業務（以下「業務」という。）は、次の定める事項によるほか、佐賀空港警備業務実施要領に基づき実施するものとする。

1. 目的

周辺及び場内の警備を実施することにより、空港の安全を確保し、適切で安全な運営ができることを目的とする。

2. 業務内容

夜間業務、滑走路周辺警備業務及び繁忙期雑踏警備業務とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 夜間業務は、不法侵入、施設の異常等、空港保安に関する業務とする。
- (2) 滑走路周辺警備業務は、定期便の発着前後の滑走路の状況確認業務とする。
- (3) 繁忙期雑踏警備業務は、航空機利用者の増加が見込まれる期間（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始）等における駐車場、構内道路等の警備業務とする。

3. 業務提供時間

- (1) 夜間業務（常駐）は、22時00分～翌朝6時30分とする。
- (2) 滑走路周辺警備は、18時00分～22時00分の間の定期便発着30分前とする。ただし、佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）の指示により変更することがあるものとする。
- (3) 令和8年4月1日は、00時00分からとし、令和11年3月31日は24時00分までとする。
- (4) 繁忙期雑踏警備業務は、所長が指示する期間及び時間とする。

4. 職員の常駐場所

佐賀空港消防車庫 警備員室内

5. 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、原則として別紙1及び2のとおりとするが、必要に応じ所長の指示により変更できるものとする。

6. 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする

(1) 夜間業務

① ITVカメラによる監視又は警備

（制限区域内、ターミナル地区、駐車場地区及び空港公園地区）

② 制限区域内外の巡回警備時間目安

○制限区域内（3回） [0:00～、02:00～、04:00～]

- ・ 各門扉の施錠確認
- ・ 降雨時における水路内の水位確認

- ・ 冬期における降雪、凍結及び積雪状況等の確認

○制限区域外（5回） [最終便到着一時間後～、23：30～、00：30～、01：30～、04：30～]

- ・ 空港公園周辺の巡回及び不審者の有無確認
- ・ 各駐車場の巡回警備

※最終便到着一時間後～及び04：30からの限定業務

【最終便到着一時間後～】公園駐車場入り口のチェーン施錠

【04：30～】公園駐車場入り口のチェーン開錠

- ③ エプロン停留機の監視
- ④ 警備機材の点検
- ⑤ 電源局舎周辺の警備
 - ・ ターミナル地区の巡回警備に併せて行う。
- ⑥ 構内の火災、盗難、器物破損事故等の監視及び発見時の適切な処理
- ⑦ 制限区域への不法侵入者の監視及び排除
- ⑧ 挙動不審者の有無確認
- ⑨ その他、所長が警備及び防災上必要と認め、指示した業務

(2) 滑走路周辺警備業務

- ① 警備車両にて、佐賀空港事務所（以下「空港事務所」という。）職員1名を同乗させ、定期便（最終出発便・到着便を対象）の発着30分前に滑走路上の鳥の有無をチェックする。
- ② 鳥等がいる場合は、車両にて空港事務所職員の指示により滑走路からの排除を行う。

※ ①②において小型機及び自衛隊機（以下「当該機」という。）の夜間訓練等により夜間フライト中は原則として実施しないこととする。なお、当該機のエプロン内スポットイン確認及び訓練等の終了連絡があった状態にて航空会社等より排除要請があった際には実施する。ただし排除の業務時間（約10分～15分程度）が確保できるときに限る。また、当業務における実施者（2名）は排除要請があった際に備え待機をしておくこととする。この他定期便の最終到着便に限りバードストライクの発生頻度が多いため、当該機の夜間訓練等の終了が最終到着便の到着時刻より一時間以上前の際には①②を実施する。

7. 報告等

業務を開始するときは、勤務体制が整ったことを所長へ報告し、制限区域及び滑走路への進入は、その都度、管制塔又は空港事務所への無線連絡により進入許可を得る。

業務遂行中に異常又は事故等を発見した場合は、適切な措置を講じるとともに、所長及び関係機関への通報を速やかに行い、作業終了後に遅滞なく報告書を提出する。（写真等を含む。）

交替制勤務により責任者不在の時は、責任者から別途任務を受けたものが、その責務を代行してよいものとするが、その場合においても所長に報告する。

8. その他

0時から6時までの間に工事等で制限区域へ出入りがある場合は、空港事務所の許可を受けている旨の確認（制限区域立入許可証の着用の確認）の上、13番門扉から出入りさせること。また、夜間工事業者の出入り頻度が多く、6.業務の内容に支障をきたす場合は発注者及び受注者にて協議し別途人員にて立哨警備を配置する等の対応を行うこと。

なお、制限区域へ出入りする業者との連絡は「さがくこうかんり03」の無線で行うものとする。

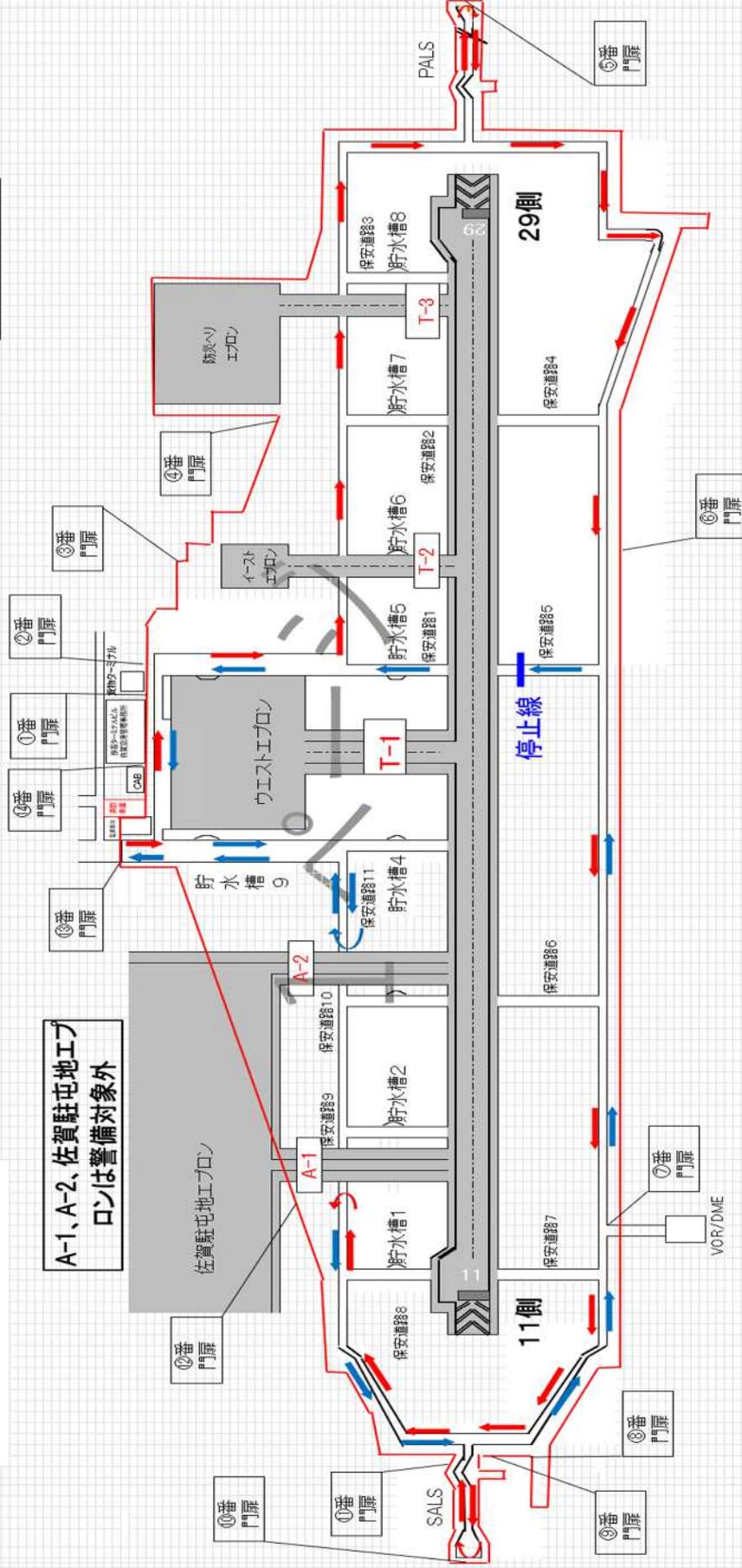
制限区域内巡回警備範囲

別紙 1

ANA457便着後及び22時巡回の場合



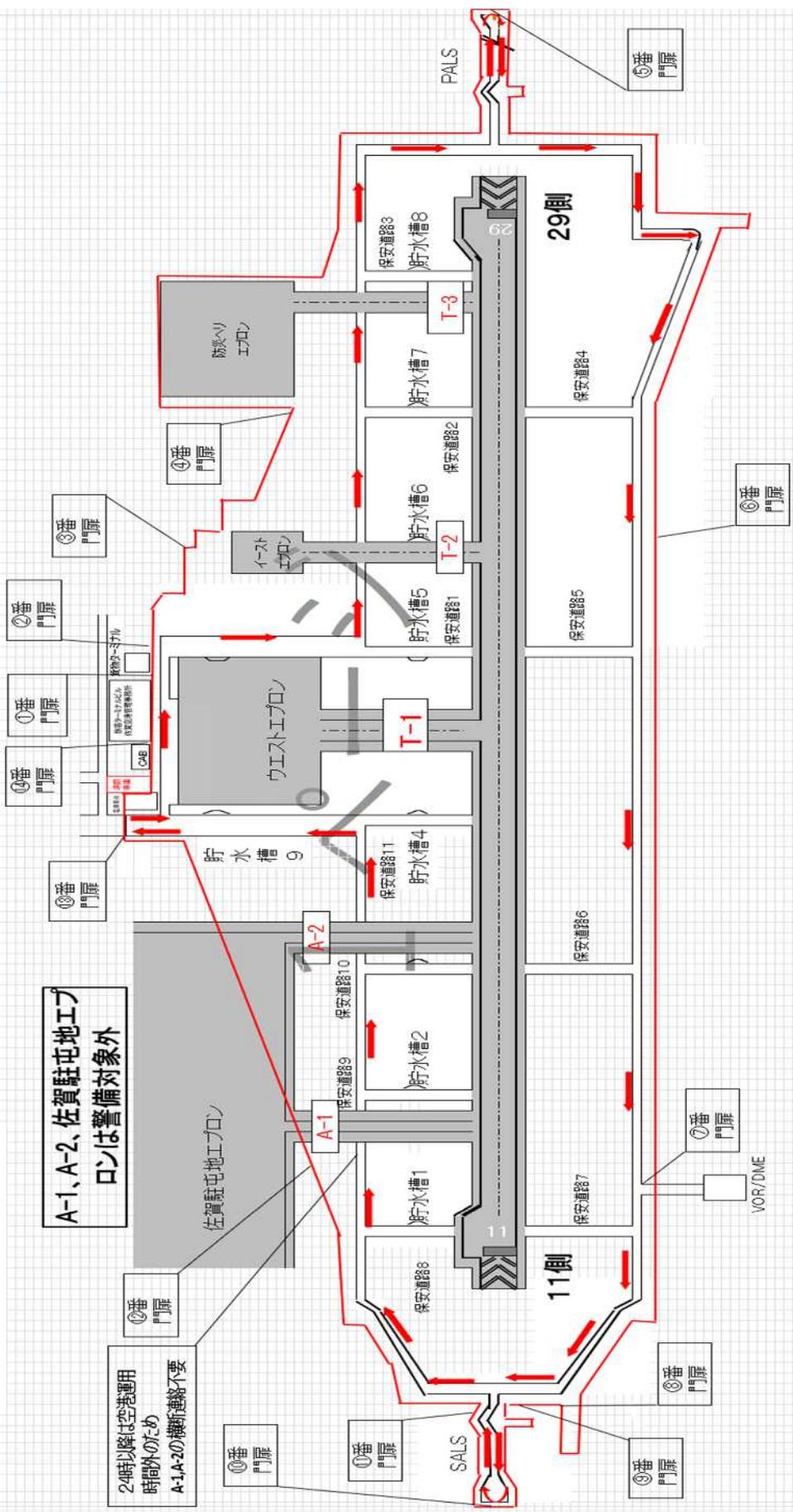
※赤線部分は制限区域(参考)



A-1、A-2、佐賀駐屯地エプロンは警備対象外

ANA457便着後及び24時以降の巡回の場合

※赤線部分は制限区域(参考)



A-1、A-2、佐賀駐屯地エプロンは警備対象外

24時以降は空港運用時間外のためA-1、A-2の横断連絡不要

制限区域外警備範囲

- ① 国旗掲揚台
- ② 公園駐車場入口チェーン
- ③ YS 展示場南駐車場入口バリカー

